



後期高齢者医療制度 のお知らせ

Check! 保険証が新しくなります

有効期限が1年間になり、
毎年更新することになりました。

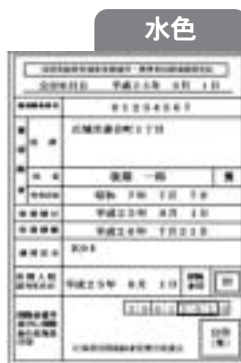
現在ご使用の保険証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちの黄色の保険証を破棄し、『ピンク色』のものをご使用ください。有効期限は、平成26年7月31日までです。



Check! 減額認定証（限度額適用・標準負担額認定証）も新しくなります

8月1日からは
「水色」の減額認定証に変わります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成25年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じく1年間で、引き続き交付対象に該当する方は、保険証とともに減額認定証を交付しますので、8月1日からはお持ちのオレンジ色の減額認定証を破棄し、『水色』のものをご使用ください。



●減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	●世帯全員が非課税である方
区分Ⅰ	●世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、受給額が80万円以下の方)
世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方	●高齢福祉年金を受給されている方

●減額認定証をお持ちでない方

区分Ⅰ・Ⅱに該当する住民税非課税世帯である方で、交付を希望される方は、役場担当窓口へご相談ください。

●紛失や汚れてしまったとき

保険証や減額認定証を紛失したり、汚れてしまったときは、再交付しますので役場担当窓口へご相談ください。

7月に保険料をお知らせします

平成25年度の保険料につきましては7月に個別にお知らせします。

後期高齢者医療制度の保険料は、原則として年金からの引き落とし（特別徴収）で納めていただくことになっておりますが、この制度に加入してからおよそ半年間は引き落としができません。できるまでの間、「納入通知書」や「口座振込」で納めていただくことになります。



「口座振替」に変更できます	本人の口座に限らず、ご家族などの口座からの引き落としに変更することができます。口座振替を希望される方は、役場の担当窓口でご相談ください。
納期限までに納入しましょう	納付月の月末が納期限です。保険料は後期高齢者医療制度の大切な財源です。必ず、納期限内に納めてください。納期限を過ぎても納付がない場合は、督促状が送付されます。なお、納期限を過ぎて納付された場合、行き違いで督促状が送付されることがあります。
納付が困難なとき	災害や失業などの事情により、保険料の納付が困難なときは、お早めに役場の担当窓口でご相談ください。申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

Check!

医療費通知の発行を希望される方は

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行をご希望の方を対象に医療費通知を送付しています。なお、次の発行は、9月（平成25年1月～6月の医療費を対象）に行います。



新たに発行を希望の方は

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場担当窓口へご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）

●すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、再度のご連絡は必要ありません。

●この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告などの「医療費控除」の領収書の代わりとすることはできません。

■ 医療機関でのお支払いについて

減額認定証を医療機関に提示すると、1か月の医療費の自己負担限度額を超える分は、窓口で支払う必要がなくなります。（同一医療機関に限ります）

区 分		1か月の自己負担限度額	
		①外来 《個人単位》	②外来+入院 《世帯単位》
現役並み所得者		44,000円	80,100円+1% (44,000円)
一般		12,000円	44,000円
減額認定証 交付対象者	区分Ⅱ	8,000円	24,600円
	区分Ⅰ		15,000円

●1%とは、一定の限度額を超えた医療費（医療費総額-267,000円）の1%を表します。

●（ ）内の金額は、過去12か月に3回以上、高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当した場合の自己負担限度額です。

●月の途中に75歳の誕生日で加入する方は、自己負担限度額が通常月の2分の1に調整されます。（1日生まれの方、75歳前から加入している方は対象となりません。）

区 分			食事療養標準負担額 (療養病床以外に入院された方)	生活療養標準負担額 (療養病床に入院された方)	
			食事代	食事代	居住費
現役並み所得者・一般			1食につき 260円	1食につき 460円 ※1泊医療機関では420円	1日につき 320円
減額認定証 交付対象者	区分Ⅱ	90日までの入院	1食につき 210円	1食につき 210円	
		過去12カ月で90日を超える入院	1食につき 160円		
	区分Ⅰ	年金受給額が80万円以下の方	1食につき 100円	1食につき 130円	
		老齢福祉年金を受給している方		1食につき 100円	0円

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階

☎011-290-5601

役場本庁 町民児童課国保医療係
☎0137-84-5111

瀬棚総合支所 地域町民課住民係
☎0137-87-3311

大成総合支所 地域町民課住民係
☎01398-4-5511